## 平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

25 府 省 庁 名 経済産業省 No 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税) 対象税目 要望 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業) 項目名 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 石炭の採掘事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源 要望内容 (概要) の用途に供する軽油の引取り。 特例措置の内容 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込みまたは運搬のために使用する機械の動力 源の用途に供する軽油の引取りに対して、軽油引取税の課税を免除する措置を3年間延長する。 関係条文 地方税法 附則 第12条の2の7 し 地方税法施行令 附則 第10条の2の2 減収 [初年度] **-** (**▲**337) [平年度] - (▲337) 見込額 [改正増減収額] (単位:百万円) (1) 政策目的 要望理由 国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、 国内石炭の安定供給確保及びエネルギーの安定供給確保を図る。 (2) 施策の必要性

現状、原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電所の焚き増しによる燃料コスト増は、2013 年度には 2010 年度比で 3.6 兆円増加すると試算されており、その大部分が LNG・石油の輸入増によるものとされている。これは、国民、企業の負担につながるものであり、政府及び電力会社においては、燃料コスト抑制に最大限努めている。こうした中、石炭火力発電所は、LNG 火力発電所や石油火力発電所に比べて発電単価が安いため、資源の乏しい我が国にとって、エネルギーセキュリティー上重要な位置づけとなっている。(国内炭を燃料とする火力発電所の総出力は、泊原子力発電所 1 基分 (60 万 KW) に相当し、発電単価のみならず発電規模でも重要。)

国内炭の生産量は国内の石炭消費の 0.6%ではあるものの、主に炭鉱に隣接する石炭火力発電所向け(そのほかに製紙業、セメント、一般産業の熱源用などがある。)に供給するため、市場原理の中で生産活動に対する国の支援なしに石炭を生産している。電力会社からの燃料コスト抑制の要請により、事業者は生産原価の低減に努めているが、石炭の採掘にあたっては生産コストの低い場所から順次開発していること、近年軽油価格が上昇(過去 3 年間で 6%増)していること等から採掘原価は上昇基調となっている。軽油の使用量の削減にも取り組んでいるが、石炭の生産に使われるブルドーザー等には軽油に代替しうる燃料がない(ガソリン、LNG 等を燃料とする重機では馬力が足りないため、対応機器自体が存在しない。)こと、軽油の使用量の削減は石炭生産量の減少に直接影響を与えることから、限界がある。

このような状況の中、石炭採掘事業者は、軽油引取税の免除措置が講じられない場合は、税負担分を製品価格に転嫁せざるを得なくなるが、これは電力会社の燃料調達コストを上昇させ、ひいては更なる電力料金の上昇(※北海道電力は、平成25年9月に電力料金を値上げするとともに、平成26年7月末に電気料金値上げの申請を行ったばかり)を招くこととなり、国民生活に多大な影響を及ぼす。また、そもそも、近年豪州における石炭供給過剰等により海外炭の市場が下落している中、国内炭の海外炭に対する価格競争力は相対的に低下しているため、電力会社に価格転嫁すること自体が困難な状況でもある。

仮に、軽油引取税の免除措置が講じられず軽油引取税を石炭価格へ転嫁が出来ない場合は、石炭採掘事業者の純利益の大半(過去5年における1社あたりの純利益に占める割合は約72%)が失われる事になり、事業の存続、ひいては国内炭を燃料とする石炭火力発電所の運転が困難になりかねない。したがって、軽油引取税の課税免除措置の継続が必要である。

本要望に 対応する 縮減案	該当なし。		
		ページ	_

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	5. エネルギー・環境 5-1 資源・燃料			
	政策の 達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。			
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	平成27年4月1日~平成30年3月31日(3年間)			
	同上の期間中 の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。			
	政策目標の 達成状況	<ul> <li>・軽油引取税の免除により国内石炭事業においては、過去5年平均(平成21年度~25年度)で石炭生産1トンあたり約285円(平成25年~27年度の電力原価折込み国内炭購入価格の2%)の低減効果あり。</li> <li>・引き続き、国内炭の国際競争力のある価格での安定的な生産体制の確保は重要であり、本税制は必要である。</li> </ul>			
有 , 効 性	要望の措置の 適用見込み	平成27年度~平成29年度の適用者数は8社(北海道のみ)			
	物 要望の措置の				
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	同様の政策目的に係るほかの支援措置や義務付け等はない。			
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	該当なし。			
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	該当なし。			
	要望の措置の 妥当性	国内炭は、市場原理の中、生産活動に対する国の支援なしに、生産しているところ。今後とも競争力のある価格での生産体制を維持するために本制度が必要。 石炭生産においては、削岩、採掘、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを 低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内石炭の安定的な 生産を図る上で適切な措置と考えられる。			
	ページ ー				

税負担軽減措置等の 適用実績	〈算出方法〉北海道経済産業局による各社への実績調査により、軽油使用数量に免除額(32.1円/L)を乗じ算出(8社合計)。 <ul> <li>・平成21年度 305,393</li> <li>・平成22年度 344,900</li> <li>・平成23年度 373,773</li> <li>・平成24年度 352,971</li> <li>・平成25年度 336,881(単位:千円)</li> </ul>
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	軽油引取税の課税免除の特例措置(総額) 23年度 91,311,885 千円 24年度 94,380,805 千円
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	本税制は、国内石炭採掘事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。 国内炭は、市場原理の中で生産活動に対する国の支援なしに石炭を生産し、生産量は国内消費の0.6%ではあるが、国内資源として活用されている。国内炭の競争力のある価格での生産体制を維持していく上で、本制度は有効に活用されていると評価できる。なお、政策評価法に基づき平成23年の事前評価等において、本措置の有効性は評価済み。
前回要望時の 達成目標	石炭の安定供給確保を図る。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	現時点において安定的採掘及び供給を続けているため、目標は達成しているものの、将来的に も安定的な生産体制を維持することが目標であるため引き続き実施する必要がある。
これまでの要望経緯	昭和36年 創設 平成21年 (道路特定財源から一般財源化) 平成24年 3年間の延長
ページ	<del>-</del>